

令和7年第3回浅口市教育委員会議事録

1. 招集日時 令和7年3月11日（火）

2. 場 所 浅口市中央公民館大講義室

3. 開 会 午後4時00分

4. 閉 会 午後6時10分

5. 出席者 中野留美 高戸崇 藤澤弘幸 佐藤賢次 河野由美子

6. 説明のために出席した者の氏名

教 育 次 長	難波勝敏	理 事	竹本好之
教育総務課長	大島永太郎	学 校 教 育 課 長	池田一成
保育未来課長補佐	唐川智恵	ひとづくり推進課長補佐	奥原貴子
金光分室長	中嶋利恵	寄 島 分 室 長	山本峯廣
学校給食センター所長	安原直子		
教 育 総 務 課	平井恵美子（事務局）		

7. 傍 聴 人 なし

8. 議 事

日程1 議事録署名委員について
浅口市教育委員会会議規則第29条により河野委員を指名。
(了承)

日程2 会期について
本日3月11日の1日会期。
(承認)

本会議通知後に、教育委員会事務局職員の教育次長、理事及び課長級の任免について、議案提出があったため追加議案とすることを諮る。

(承認)

日程 3 議案第 9 号 県費負担教育職員たる校長の任免の内申について
※非公開
(教育次長)
資料により説明。
(承認)

日程 4 議案第 10 号 準要保護の認定について
※非公開
(学校教育課長)
令和 6 年度申請分 2 件について、資料により説明。
令和 7 年度新入学学用品費前年度支給申請分 1 件について、
資料により説明。
(教育長)
3 件認定とする。
(承認)

日程 5 議案第 11 号 令和 7 年度使用特別支援学級教科用図書の採
択について
※非公開
(学校教育課長)
資料により説明。
(承認)

日程 17 議案第 23 号 教育委員会事務局職員の教育次長、理事及び課
長級の任免について
※非公開
(教育次長)
資料により説明。

日程 6 議案第 12 号 浅口市立中学校及び義務教育学校後期課程の
学校給食費無償化実施要綱の制定について
(学校教育課長)
資料により説明。
要綱の趣旨は、学校給食法に基づき実施される学校給食に関
し、学校給食費を無償化することにより、保護者の経済的負

担を軽減することである。対象生徒は、本市に住所を有する者、浅口市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍している生徒、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けていないこと。無償化の対象となる額は、当該年度において、対象者が納付すべき対象生徒の学校給食費相当額とする。

(教育委員)

実施するという前提での要綱であれば妥当である。

(教育委員)

年間どの程度の金額になるか。

(学校教育課長)

1人6万円程度である。

(教育委員)

対象となる生徒の数は何人か。

(学校教育課長)

約740人である。

(承認)

日程7 議案第13号 浅口市立以外中学校等給食費相当分負担金交付要綱の制定について

(学校教育課長)

資料により説明。

先ほどの要綱に関連するもので、目的は浅口市立以外の中学校若しくは特別支援学校中等部へ在籍する生徒、又は浅口市立中学校に在籍し、学校給食を完全に停止している生徒を持つ保護者に対し、給食に要する費用に相当する額を支給することにより、子育て世帯への経済的負担を軽減することを目的とする。給食費負担金の額は、対象生徒1人あたり規定する1月につき5,000円とする。ただし、月の最初の登校日において前条各項に該当しない生徒は、当該月において支給を対象としないと価格を定めている。

(教育委員)

これは浅口市立以外の中学校、私立も入るということか。

(教育長)

中学生の年代の全員を対象となるように定めている。

(教育委員)

給食を完全停止している生徒とは、アレルギーのある生徒と

いうことか。

(教育長)

そうである。アレルギー等でお弁当持ってきている生徒である。

(教育委員)

不登校の生徒はどうなるか。

(教育長)

不登校の生徒は給食費を払っているので、その場合は無償化の対象となる。不登校で停止している場合は対象となる。

(教育委員)

給食を停止している生徒等対象をしっかりと考えられている。

(承認)

日程 8 議案第 14 号 浅口市私立保育所等給食費補助金交付要綱の
制定について

(保育未来課長補佐)

資料により説明。

この要綱は、市内の私立保育所および私立幼保連携型認定こども園が、栄養価を維持した給食を提供し続けることができるように食材費の高騰に伴う給食費の増額分に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。交付の対象は市内の私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園で、食材費の高騰に伴う令和 5 年 4 月 1 日以降の給食費増額分で、保護者に転嫁しないものに対して補助を行うものである。

(教育委員)

保護者への補助ではなく、保育所に対する運営の支援ということか。

(教育次長)

物価高騰により、必要な金額を市が園に直接補助することにより保護者の負担を増やさないための措置である。

(教育委員)

1 年と期限が限られているが、理由は何か。

(教育次長)

国の物価高騰対策の交付金を使って実施する事業なので、まずは 1 年間としている。国からの交付金が続けられれば延長する可能性もある。

(承認)

日程 9 議案第 15 号 浅口市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について

(学校教育課長)

資料により説明。

規則の中に賃金という文言があるが、それを報酬という言葉に改めること、報酬の額について今年の 1 月に国から報酬額の改善の通知が届いたことに伴い、市の報酬をその額に合わせて改正を行うものである。

(教育委員)

国に準じて変えていけば良いと思う。

(承認)

日程 10 議案第 16 号 浅口市児童福祉法第 56 条の規定に基づく保育の利用に伴う費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について

(保育未来課長補佐)

資料により説明。

児童福祉法第 56 条の規定に基づく保育利用を行った場合において、その扶養義務者から徴収する保育料について定めたものになる。現在、所得や、第 1 子の保育所等の利用状況により、保育料の減額割合が異なっているため、第 2 子の保育料について、一律に 6 割軽減するように改正を行うものである。第 2 子の保育料については、国が定める多子軽減の所得制限等に基づき、国の負担軽減制度から更に市独自で負担軽減を拡大し、一律に 6 割軽減し、保護者負担を 4 割に統一するものになる。

(教育委員)

もう少し分かりやすく説明して欲しい。

(保育未来課長補佐)

所得割額 57,700 円未満の第 2 子については国の基準で半額になっている。そこから更に市独自で 1 割増し軽減をしている。もう一つ所得割が 57,700 円以上の世帯の第 2 子で第 1 子が保育所を同時に利用している場合、国の基準で半額になっている。そこから更に 1 割軽減を市独自で行って

いる。所得が高い世帯で、第1子が保育園に入っている場合、第2子である場合、保育料を1割軽減市独自で行っており、第2子の場合、所得等によって、負担の割合が変わっているが、一律で6割軽減し、4割の負担となるよう変更した。

(承認)

日程 1 1 議案第17号 浅口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則について
(保育未来課長補佐)

資料により説明。

これは子育て支援法に基づく子どものための教育保育給付に掛かる保護者等が負担すべき保育料について定めたものであり、先ほどの議案第16号と同様に所得や第1子の保育所の利用状況等により、保育料の減額割合が異なった第2子の保育料について、一律に6割軽減をするように改正を行うものである。

(教育委員)

要は、国の法改正に基づいて、尚且つ、浅口市独自の軽減のために改正を行うということか。

(保育未来課長補佐)

そうである。国のものに対して元々市独自で軽減していたが、人によってその負担割合が違ったので、一律4割の負担にするようにした。

(承認)

日程 1 2 議案第18号 浅口市第3子以降学校給食費半額免除実施要綱の一部を改正する告示について

(学校教育課長)

資料により説明。

現在浅口市では、第3子以降学校給食費半額免除という制度を実施をしている。その制度を更に拡充し、半額を全額免除とし保護者の負担を軽減していくことを目的とする改正である。

(承認)

日程 1 3 議案第 1 9 号 浅口市私立認可保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

(保育未来課長補佐)

資料により説明。

令和 6 年度から国の私立認可保育所等運営費の補助対象事業が拡大されたため、市の補助対象事業も拡大し、別表に定める補助金の対象事業にその内容を追加するものである。新たに追加した事業は保育所等業務効率化推進事業、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の二つになる。

(承認)

日程 1 4 議案第 2 0 号 浅口市保育士等雇用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について

(保育未来課長補佐)

資料により説明。

保育所等の人材確保対策事業として、保育士等雇用促進に積極的に取り組む市内の私立園に対し、その費用の一部を補助する事業として令和 3 年度から実施している。この補助金は、実施期間について、令和 7 年 5 月 3 1 日までとしていたが、保育士等の人材確保に苦慮している現状を踏まえ、補助額を 2 5 万円から 5 0 万円に増額し、実施期間について令和 8 年 5 月 3 1 日までとし、1 年間事業を延長する改正を行うものである。

(教育長)

雇用促進事業でどんなことができるか例があるか

(保育未来課長補佐)

人材紹介会社を使って保育士を雇ったり、園のホームページを改修して、魅力ある保育所であることを PR するようなことをしたり、今働いている職員の方の奨学金の返済について補助を行ったり、それぞれの私立園の方で雇用促進事業を実施しているものについて、補助金を交付するものである。

(教育委員)

この補助金を使って、例えば今の大学生であったり、これから目指してくる子どもたちに対して使うことはできるか。

(保育未来課長補佐)

浅口市に就職をされた方にはもう一つ別の補助制度があり、

働き方によって、10万円若しくは20万円の補助を行うものがある。今回のものは私立園の取り組みに対し補助を行うもので、私立園が実施する人材確保を目的とした事業等が対象である。

(承認)

日程15 議案第21号 普通財産の管理について
(寄島分室長)

前回の2月14日の教育委員会会議にて、教育財産の用途廃止について審議頂いた。6月18日付けで用途廃止について市長部局に通知したところ、資料のとおり地方自治法180条の2の規程に基づく協議について打診があった。該当普通財産は寄島中学校建物部分等になる。実施予定日は、令和3年3月31日となる。

(承認)

日程16 議案第22号 令和7年度(2025年度)教育行政の基本方針について

(教育次長、教育総務課長、学校教育課長、ひとづくり推進課長補佐、保育未来課長補佐)

資料により説明。

(教育委員)

P9の人権教育の推進を、P23の内容と重複すると説明があったが、P9の道德教育の充実の中に「人権意識の向上」として入れているが、P23の人権教育は、社会教育であり、大人の方を対象としていると理解している。道德教育の中にだけに人権教育の部分を入れるのは、限られたものになってしまう。

(学校教育課長)

学校教育の中で人権教育がカリキュラムに沿って行っているものということは大前提にできていると考えている。その中で特に市として力を入れていきたいものをここに挙げている。人権教育を大事にしていくことは、大切なこと。

(教育委員)

道德教育の充実と同様の事業の内容として扱い、人権教育の充実の項目を入れてはどうか。

(教育長)

P 9 に人権教育の充実という事業内容項目を作り、事業概要として、人権教育推進計画に基づいた指導を入れること。

(教育委員)

P 10 の指標および目標値について、他の指標は、現状と目標が同じ小6と中3であるが、その部分だけ指標と目標が違う学年となっている。比較をするのは、同じグループの比較を行うのが望ましいと思う。

(学校教育課長)

おっしゃる通りだと思う。学年を修正する。

(教育委員)

基本方針や指標等の題名だけがページをまたがっているようになっている。もう少し見やすいようにすること。

(教育長)

修正するようにする。

(承認)

日程 18 浅口市小・中学校一貫教育基本計画の修正について

(学校教育課長)

資料により説明。

2月の終わりに小中一貫教育推進委員会が開かれ、その中で意見をいただき、前回令和2年に見直しを行い4年が経っている。現状に合った内容に修正していることを報告する。

日程 19 諸般の報告について

(教育次長)

令和7年度当初予算について教育委員会事務局分について新規事業を中心に概要を説明。

(学校教育課長)

寄島学園について、いよいよ開校となる。色々ご意見、ご協力いただきありがとうございます。4月26日に開校式を行う。浅口市教育委員会端末整備更新計画について、1人1台端末が4年前に国の事業でスタートし、来年度に端末の更新という計画になっており、更新する準備を今進めているところである。それに伴い、国からGIGAスクール構想をどのような計画で進めていくかを明記し、周知をしていくよう通知があった。端末整備の更新計画、ネットワーク整備計画、校務DX推

進計画、1人1台端末の日常的な利活用計画の大きく4つの観点で計画を作成し、今後より効果的に端末を利用していく。保育園及び小中学校の卒業式・入園式の予定表を配付している。出席等の確認をお願いする。

(保育未来課長補佐)

令和7年度の教育課程編成と年間行事予定表等を配付している

(ひとづくり推進課長補佐)

国立天文台188cm反射望遠鏡活用事業の再開について、国立天文台の望遠鏡スリット部分が故障し、事業を停止していたが改修工事が完了し、4月中旬からの観測や見学再開に向けて最終調整や準備を進めている。

浅口市民体育祭鴨方大会について、昨年9月に開催し、10月に開催した実行委員会の反省会の中で、14地区中5地区が不参加となる中、今後も続けていくのかなどの意見が複数あることから、アンケート調査を実施した。アンケート結果は「あなたの地区等は今後どうされますか」という質問では14地区中参加するという地区は0地区、「開催が決定すれば参加する」14地区中4地区、「参加できない」が9地区、その他1地区という結果であった。このアンケート結果を受け、2月に実行委員会を開催し、実行委員からご意見をいただき、最終的には浅口市民体育祭鴨方大会は、令和7年度以降は開催しないということが決定したので報告する。

今週16日日曜日が浅口スポーツフェスタとなっておりますのでぜひご参加もしくはご観覧いただけたらと思う。

(金光分室長)

市民体育祭金光大会について、2月26日に実行委員会が開催され、令和7年5月25日日曜日8時半より金光スポーツ公園で昨年度と同様14種目で開催することが決定された。現在準備を行っており、今後の5月1日付市報にプログラムを折り込む予定をしている。

日程20 その他について
特になし

次回教育委員会議

定例会 令和7年4月15日（火）13時30分から

令和 7 年 4 月 15 日

浅口市教育委員会

教 育 長 中野留美

委 員 河野由美子

作成職員 平井恵美子